

堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例に基づく施策の推進方針の概要

I 施策の推進方針の策定にあたって

- ◆手話を言語として位置づけ、市民等に対する手話への理解促進や普及を図るとともに、手話だけでなく広く障害者の情報取得及びコミュニケーション手段の利用を促進していくことを目的として、「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」を平成28年12月に制定し、平成29年4月1日から施行しています。
- ◆条例の理念を実現するにあたっては、条例第8条第1項に基づき、市民に対する手話への理解の促進及び手話の普及を図るとともに、障害者におけるコミュニケーション手段による情報の取得及びコミュニケーションの円滑化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため施策の推進方針を策定します。

II 施策の推進方針について

- (1) 市民に対する手話への理解の促進及び手話の普及
- (2) 障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備
- (3) コミュニケーション支援者の育成及び確保

- ◆条例第8条第2項に基づき、推進方針は、障害者長期計画や障害福祉計画など他の障害者のための施策に関する計画と調和のとれたものとし、
 - 障害者への情報提供の充実における施策の取組方向（第4次堺市障害者長期計画）
 - ①すべての障害者への情報提供の保障
 - ②視覚・聴覚障害者への情報支援機能の充実
 - ③コミュニケーション支援を担う人材の育成

III 施策の現状と方向性

これまでの経過と施策の現状

- 市立点字図書館の開設（昭和47年）、福祉事務所にろうあ者福祉指導員（現在の「聴覚障害者相談員」）の配置（昭和54年）、聴覚障害者相談員を各区役所に配置
- 障害者の地域生活を総合的に支援する拠点施設として「健康福祉プラザ」を開設（平成24年4月）、同プラザ内の視覚・聴覚障害者センターを中心として、情報提供の充実と障害者のコミュニケーション支援者の育成及び確保
- 堺市立総合医療センターにおいて手話通訳者を配置
- 市長記者会見の動画に手話と字幕を挿入（平成29年4月）
- 議会における傍聴者への手話通訳者、要約筆記者の派遣の拡充（平成29年4月）

方向性

- 手話のみならず、音訳、要約筆記、点字など、障害者の特性に応じた適切な情報の取得及びコミュニケーション手段を選択できる環境の整備を進めていきます。
- 障害や障害者のコミュニケーション手段への理解を深めるための積極的な啓発を進めていきます。
⇒障害のある人もない人も、ともにいきいきと暮らしていける社会をめざします。

V 施策の推進体制

- ◆施策の推進にあたっては、障害者、外部有識者等の委員で構成される「堺市障害者施策推進協議会 権利擁護専門部会」において、具体的な施策の実施状況の確認等、意見を聴きながら実施します。
- ◆庁内関係部局、堺市立健康福祉プラザ等の関係機関及び関係団体との連携を深めながら施策を推進していきます。

IV 推進方針（取組内容）

1 市民に対する手話への理解の促進及び手話の普及に係る施策

- 手話がろう者の言語であることについて、手話とろう者に対する理解を市民に広げていきます。
- 市民が手話に関心を持ち、手話に親しむことができる機会や、手話を学ぶための機会を設けることにより、手話の普及啓発を進めていきます。
- 日常・社会生活の場面で、手話によるコミュニケーションを取りやすい環境づくりを進めていきます。

- ①市民向け手話講座の開催【新規】
- ②手話講習会・手話レベルアップ講座の開催【継続】
- ③啓発用パンフレット等の製作・配布【新規】
- ④シンポジウム（フォーラム）の開催【新規】
- ⑤手話掲載封筒の製作・配布【新規】
- ⑥デジタルサイネージによる放映【新規】
- ⑦学校における理解の促進【継続】

2 障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備に係る施策

- 手話、音訳、要約筆記、点字など障害者の多様なコミュニケーション手段は、障害者が日常・社会生活において、情報を取得し、コミュニケーションを取るために必要な手段であることの理解を広げていきます。
- 市政に関する情報発信、生活における相談の場や交流の場の提供、コミュニケーション手段を習得する機会の提供を進めていきます。
- 障害者がコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備を進めていきます。

(1) 市政・議会に関する情報発信

- ①市長記者会見の動画に手話と字幕を挿入【新規】
- ②本会議及び委員会等の手話通訳者等派遣【拡充】
- ③災害や緊急時の対応【継続】
- ④声の広報・点字広報【継続】

(2) 相談の場や交流の場の提供

- ①当事者及び家族等への情報提供【継続】
- ②相談支援
 - ◆聴覚障害者相談員による相談対応【継続】

(3) 習得する機会の提供

- ①職員向け研修の開催【新規】
- ②学習会等の開催支援【新規】
- ③当事者及び家族等への点字・手話等の獲得及び習得に関する支援
 - ◆視覚障害者生活訓練【継続】
 - ◆障害者パソコン講習会【継続】
 - ◆点字読み方初心者講習会【継続】
 - ◆視覚障害者理解の促進【継続】
 - ◆難聴障害者等のコミュニケーション手段確保に向けた体験学習【継続】

(4) 環境の整備

- ①社会生活における情報支援
 - ◆点字図書・録音図書の貸出、製作【継続】
 - ◆代読（代筆）サービス・点訳・朗読サービスの実施【継続】
 - ◆字幕ビデオライブラリーの設置【継続】
 - ◆情報機器の貸出【継続】
- ②堺観光における支援【継続】
- ③コミュニケーションツールによる情報支援【新規】

3 コミュニケーション支援者の育成及び確保に係る施策

- 手話通訳者、要約筆記者等のコミュニケーション支援者は、障害者と障害者以外の者をつなぐ重要な役割を持っていることについて、理解を広げていきます。
- 日常・社会生活の場面で、障害者が必要なときにコミュニケーションの支援を受けられるようコミュニケーション支援者の育成及び確保を進めていきます。
- 障害者の社会参加を促進し、障害者が安心して生活することができる社会を実現していきます。

- ①点訳奉仕員・音訳奉仕員（ボランティア）の養成、育成【継続】
- ②手話通訳者・要約筆記者の養成、育成
 - ◆手話通訳者養成講座の開催【継続】
 - ◆要約筆記者養成講座の開催【継続】
 - ◆登録手話通訳者及び登録要約筆記者の育成【継続】
- ③手話通訳者・要約筆記者の派遣【継続】
- ④盲ろう者通訳・介助者の養成【継続】
- ⑤盲ろう者通訳・介助者の派遣【継続】